

— 住み慣れた「標茶町」で自分らしく安心して暮らして

いくために「標茶町安心サポートセンターまもる」—

成年後見制度は、認知症・精神障がい・知的障がい等により、判断能力が十分ではない方の権利を守る制度です。そのような方々の意思を尊重し、成年後見人等が財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度です。

(標茶町安心サポートセンターまもるが行う事業)

1. **広報・普及啓発事業** 成年後見制度に関する情報発信や講演会等の開催により、町民の皆様や関係機関の方々に幅広く周知を図り、権利擁護・成年後見制度等に関する幅広い広報及び普及啓発を行います。
2. **相談・申立て業務** お電話や窓口で、権利擁護・成年後見制度等に関する相談を実施すると共に、制度の適切な利用ができるよう、手続きの説明や助言等の申立支援を行います。
3. **市民後見人養成・実務研修事業** 地域福祉の視点から、第三者後見人として新たな担い手とした市民後見人を養成する研修等を行います。
4. **後見人候補者の登録・家庭裁判所への推薦** 家庭裁判所への成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という）候補者の推薦を行うにあたり、あらかじめ市民後見人の名簿登録を行います。
5. **市民後見人の活動支援** 市民後見人登録者の方から市民後見人として後見活動を始める際や、活動中及び活動終了時に相談支援を行うと共に、受任者から定期的に報告を求め、活動内容の確認や助言、指導などを行います。
6. **法人後見事業** 受任における適否について受任調整会議において検討し、家庭裁判所へ申立てを行います。受任後は後見支援員の協力を得ながら支援業務を行います。
7. **日常生活自立支援事業** 判断能力が低下した方で、契約内容が理解できる方に対し、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、書類等預かりサービスを行います。
制度や事業に関する問い合わせなど、気軽にお問い合わせ下さい。



標茶町安心サポートセンターまもる (直通電話 486-7883) (なやみ)

— 標茶町実践申し合わせ事項「生活改善運動」“お互いにお返しをしない” —

上棟式・新築祝・進学就職祝などこのほかにもいろいろあると思いますが、特別の近親者を除き無理のない金額の範囲内にしましょう！引き出物、お返し等は廃止し、礼状でお返しにかえましょう！

総合社会福祉センターに、のし袋・香典袋（各10枚セット 100円）を、用意してあります。ご利用下さい！
愛情銀行寄付預託からも、礼状でお返しすることができますので、ご活用下さい！

(入学祝、進学祝、出産祝、病気見舞い、葬儀など、ハガキによる礼状文例を用意しています。)

【お問い合わせ】

社会福祉法人標茶町社会福祉協議会 標茶町川上10丁目1番地 標茶町総合社会福祉センター内
(電話 485-2503 ファクス 485-1679)

—— 行事用テント・車椅子・レクリエーション用具等の貸し出しについて ——

標茶町社会福祉協議会では、行事用テント、車椅子・レクリエーション用具等について、福祉の向上を図ることを目的に貸し出しをしています。

1. 借用申請 貸し出しを受けようとする方は、社会福祉協議会借用申請書の提出が必要です。
2. 貸出期間 貸し出し備品により異なりますので、下記までお問い合わせ下さい。
3. 使用料 無料
4. 返 還 貸出期間が満了したとき、または使用を必要としなくなったときは、速やかに返却しなければならぬ。

【お問い合わせ】社会福祉法人標茶町社会福祉協議会（電話 485-2503）

—— 標茶町総合社会福祉センター施設利用料金について ——

<5月~10月：夏期>						<11月~4月：冬期>			
(円)						※冬期間は、暖房料を含む料金です (円)			
分類	室名 時間	大広間	生活改善室	調理室	会議室	大広間	生活改善室	調理室	会議室
一般	5時間（基本）	2,300	600	600	750	3,450	900	900	1,100
	（1時間単位）	460	120	120	150	690	180	180	220
町内営業	5時間（基本）	4,600	1,200	1,200	1,500	6,900	1,800	1,800	2,200
	（1時間単位）	920	240	240	300	1,380	360	360	440
町外営業	5時間（基本）	11,500	3,000	3,000	3,750	17,250	4,500	4,500	5,500
	（1時間単位）	2,300	600	600	750	3,450	900	900	1,100
※基本料金は5時間で計算のため、1時間単位する毎に料金を加算する						夏期 45,000円（5月~10月）			
※町内に事業所のある営業使用の場合（一般料金×2）の料金とする									
※町外に事業所のある営業使用の場合（一般料金×5）の料金とする						冬期 67,500円（11月~4月）			
※施設等を専有して利用しようとする者は、利用予定の前日までに所定の利用申込書の提出が必要です。また、施設申込等の利用が、止むを得ない事情が生じ、利用が無くなったときは、前日までお知らせ下さい。						※葬儀時の遺族控室【会議室】は別途料金			

福祉活動団体や地域福祉活動団体等については、施設利用料は無料です。その他詳細については、お問い合わせ下さい。

—— 愛情銀行預託状況 ——

（敬称を省略させていただきます）

（物品預託）

令和4年1月15日~令和4年2月14日

住所	氏名	預託内容
ルルラン	木下正啓	衣類等（新品）
	匿名	不織布等マスク（約1千枚）

皆さまの善意ありがとうございました。

【発行】



社会福祉法人標茶町社会福祉協議会

標茶町川上10丁目1番地 標茶町総合社会福祉センター内

電話 485-2503 ファクス 485-1679

HP: www.shibecha-shakyo.jp